

# 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

新発田市長 様

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木材の伐採

について、下記により届出します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

区画形質の変更が無ければ空欄

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m <sup>2</sup>
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			2,000.00 m <sup>2</sup>
	(ii) 建築又は建築面積	25.00 m <sup>2</sup>	300.00 m <sup>2</sup>	325.00 m <sup>2</sup>
	(iii) 延べ面積	20.00 m <sup>2</sup>	500.00 m <sup>2</sup>	520.00 m <sup>2</sup>
	(iv) 高さ	地盤面から 3.00m		
	(v) 用途	車庫		
(vi) 垣又はさく構造	なし			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	m <sup>2</sup>			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木材の伐採	伐採面積		m <sup>2</sup>	

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人及び代表者の氏名を記載してください。
  - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載してください。
  - 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行うときは、一の届出書によることができます。

